

平成27年度における次世代育成支援対策 特定事業主行動計画の推進について

次世代育成支援対策特定事業主行動計画については、平成27年度から平成31年度までの新規行動計画を策定し、赤穂市ホームページにおいて公表しております。

○平成27年度における取組み

1 職員の勤務環境に関するもの

(1) 妊娠中及び出産後における配慮

- ① 母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度については、例規集に掲載済みであり、ホームページにおいて人事行政の公表の欄中に掲載している。
- ② 妊娠中の職員の健康や安全、業務分担の見直しや時間外勤務の実施について配慮した対応をしている。
- ③ 平成27年度における育児休業の取得実績(新規)は、16名であった。

(2) 男性の子育て目的の休暇等の取得促進

- ① 平成27年度における配偶者の出産休暇の取得実績は、8名であった。
- ② 子どもの出生時における父親の育児参加のための休暇については、平成17年度に5日間の特別休暇を新設しており、平成27年度における取得実績は、2名であった。

(3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

- ①・② 妊娠・出産を申し出た職員のうち希望する職員に対しては、個別に育児休業等の制度・手続きについて説明を行っている。また、育児休業法改正に伴う条例改正により、男性の育児休業の取得を促進する見直しを行っているが、平成27年度の男性職員の育児休業の取得実績はなかった。
- ③ 育児休業の取得の申出があった場合、事例ごとに当該部署において業務分担の見直しを行うとともに、必要に応じて臨時職員等により対応している。
- ④ 育児休業中の職員に対しては、所属長を通じて休業期間中の広報誌や通知文書等の送付を行っている。
- ⑤ 育児休業中の職員については、必要に応じて臨時職員等により対応している。
- ⑥ 女性職員を対象に政策形成能力向上セミナーを実施した。
また、幹部職員養成のため、女性職員1名を自治大学校に派遣した。

ワーク・ライフ・バランスの推進については、産業観光課においてセミナーが実施され、職員に参加を促した。

- ⑦ 早出・遅出勤務又は時差出勤を行っている職場においては、各所管において、職員に配慮した勤務時間の割り振りを行っている。また、平成27年度においては、育児部分休業を1名の職員が取得した。

(4) 時間外勤務の縮減

- ① 時間外勤務については、各所管の業務の状況や、子育てに係る職員の状況に配慮して所属長が命令している。
- ② 毎週水曜日はノー残業デーとして、庁内放送等による定時退庁を呼びかけている。また、平成27年度においては、7月～8月の間、勤務時間を7時30分から16時15分とする「ゆう活」の取組みを試行的に実施した。
- ③ 事務の簡素合理化の推進
新たに行事等を実施する場合には、各所管において、目的、効果、必要性等について十分検討の上実施することとしている。
- ④ 時間外勤務縮減のための意識啓発等
時間外勤務については、各所管における業務の状況や時間外勤務の特に多い職員の状況を把握して所属長に報告し、時間外勤務に関する認識の徹底に努めている。
- ⑤ 時間外勤務代休時間の取得の促進
時間外勤務が月60時間を超える職員については、時間外勤務代休時間を取得できるようにしているが、平成27年度の取得実績はなかった。

(5) 休暇取得の促進

① 年次休暇取得の促進

年次休暇の取得については、6月から9月の夏季休暇の取得期間中に4日間、また、10月から翌年の5月までの間においても、月1日の計画年休取得に努めるよう文書で通知し、各所管において、計画表を作成のうえ取得に努めている。また、夏季休暇の取得時などは、できるだけ連続して休暇を取得するよう呼びかけている。

② 年次休暇の取得状況

すべての職場における年間平均取得日数

平成27年中 8.5日 (前年比較増減なし)

平成26年中 8.5日

- ③ 平成27年度における子の看護休暇の取得実績は4名であった。

2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

(1) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

① 子ども・子育てに関する活動や子どもが参加する学習会等の行事における職員の参加については、職員の自発的な意志に委ねているところであるが、PTAや子ども会の活動、また、地域スポーツクラブ等に積極的に参加している職員も多い。

② 安全で安心して子どもを育てられる環境の整備

ア 子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、保護者への不審者情報の発信や公用車による子ども見守り隊の活動を行っている。また、各地区PTAや地域団体等の自主的な防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援の活動等への職員の積極的な参加を呼びかけている。

イ 交通事故防止については、例年、綱紀粛正通知による呼びかけを行っている。

ウ 公用車の運転については、庁内の交通安全研修や自動車教習所において実施研修を実施している。